

令和2年 第6回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和2年6月15日(月) 午後1時30分 浜北区役所3階 大会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 褒田正保
松尾康弘 横井利治 鈴木克育 褒田博子 根木常次 内山進吾
岡本純 藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生
鈴木英雄 水崎久司 井上保典 伊藤安子

欠席： 小柳守弘 鈴木要

3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 木下穰 石川宗明 斎藤和也 石田潤司 松本行弘 河村幸一郎
平野寿宏 内山忍 奥山英洋 吉山和志 渡邊光二 富永幹人 加茂真也

4. 審議事項

第35号議案 農地法第3条の規定による許可について
第36号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について
第37号議案 農地法第4条の規定による許可について
第38号議案 事業計画変更承認申請について
第39号議案 農地法第5条の規定による許可について
第40号議案 非農地証明について
第41号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
第42号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について
第43号議案 農用地利用集積計画の決定について
第44号議案 浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について
第45号議案 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
第46号議案 令和3年度農林関係税制改正に関する要望について

5. 報告事項

報第39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第40号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報第41号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第42号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第43号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について
報第44号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について

6. その他

議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、只今から、令和2年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員でございますが、定数24名のところ、2名欠席の22名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、欠席委員は23番の小柳委員と24番の鈴木要委員でございます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。コロナも一息していますが、第2波が来るのではないかということで、みなさんも緊張感を持っているのではないかと思います。

コロナ以外でも気を付けなければならないことがあります。先月知人が農作業中に農業機械に指を挟み粉碎骨折してしまいました。命に別状はないのですが、指がしばらく動かせないということで、大変な事故となってしまいました。それを聞いた際に思い出したのが、一昨年の農業委員会研修で講師が農作業中の事故が多いので気を付けましょうと話していたことです。私が就農した時に父が私に最初に言ったことは、回転する農業機械の前に立つなということでした。それから、私は回転するものに対しては気を付けようと考えております。農機具に関しましては回転するものがかなり多くあります。例えば、草刈り機やトラクターなどがあります。そのような機械に巻き込まれると大変な事故になります。みなさんもご承知していると思いますが、事故の無い農作業をしていただきたいと思っております。

簡単でございますが、挨拶と代えさせていただきたいと思います。

それでは、只今から、令和2年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございました。それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号6番の袴田正保委員、議席番号7番の松尾康弘委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第35号議案農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

渡邊 今月の申請案件は、地区積志、整理番号106番外14件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が12件、贈与に係る案件が2件、区分地上権に係る案件が1件でございます。それでは、申請面積が大きい案件について説明いたします。

議案3ページ、地区赤佐、整理番号116番をお願いします。こちらは令和2年3月16

渡 邊　　日の農業委員会総会で一度ご審議いただいた案件となります。この度、申請地について土地所有者と話し合い、売買する土地を減らす契約となったことから、過去の許可を取り消し、再度許可申請をしたものとなります。前回申請との変更点は申請地が減少したことのみとなります。

続きまして、議案4ページ、地区春野、整理番号119番でございます。譲受人は春野町堀之内の[REDACTED]40歳です。譲受人の[REDACTED]は、元々、愛知県あま市で特殊、希少な車両を製作する自動車板金業を営んでおり、この度、空き家とセットで隣接する農地を取得したいと思い申請に至りました。すでに令和元年8月から現地に移り住んでおりますが、自宅の周りが茶畠となっており、この度、[REDACTED]が農地も取得することになりました。申請地は、[REDACTED]登った申請人の自宅周辺に位置する農地です。取得後は、地域の茶農家の助言を受けながら、茶畠を管理していく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を取得するため、浜松市農地法第3条に係る許可基準第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議 長　　それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いいたします。

整理番号106番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中　　地区調査会で協議した結果、問題はございませんでした。

議 長　　整理番号107番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田　　整理番号107番、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長　　整理番号108番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾　　整理番号108番、地区調査会において審議した結果、特に問題ございませんでした。

議 長　　整理番号109番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村　　整理番号109番、調査会において審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長　　整理番号110番から113番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤　　整理番号110番から113番の4件につきまして、調査会で協議しましたが、問題はありませんでした。

議 長　　整理番号114番から117番までについて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島　　いずれも問題ありません。

議 長　　整理番号118番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英　　整理番号118番ですけれども、他地区からでしたので呼び出し案件といたしました。新規作物としてオリーブを栽培するということで、地域では導入されておりませんでしたので、今後この方が普及や指導に当たっていただけるということでしたので、問題ありませんでした。

- 議長 整理番号 119 番、120 番について、春野地区調査会の水崎委員からお願ひします。
- 水崎 整理番号 119 番、120 番について、調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてのご発言のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 35 号議案農地法第 3 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議ないものと認め承認することといたします。
- 次に、第 36 号議案農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 鈴木智 議案 5 ページをご覧ください。
- (議案の表紙を読み上げる)
- 渡邊 今月の申請は、地区引佐、整理番号 1 番外 2 件でございます。この申請は、中山間地域の空き家に移住する方に限り、空き家と小規模農地をセットで取得できるよう、下限面積を個別に指定する申請となります。手続きの流れとしましては、別段の面積及び区域の指定申請を行い、調査会、総会でご審議いただきます。総会承認後、県知事へ通知をし、下限面積の変更を行った後、所有権の移転又は権利の設定の申請をしていきます。
- それでは、地区引佐、整理番号 1 番を説明いたします。申請者は、名古屋市守山区から北区引佐町西黒田に移住する [REDACTED] です。申請地は、北区引佐町西黒田 [REDACTED] 外 1 筆、合計面積 2,812 m²、地目は畑で、[REDACTED]
[REDACTED] に位置しております。[REDACTED] は、名古屋市守山区に居住し会社役員を務めておりますが、引佐町東黒田に住む知人から紹介を受け、自然環境が良く、高速道路により名古屋市にある勤務先への通勤も可能な引佐町西黒田への移住を決め、申請にいたりました。今回、住宅に隣接する農地も同時に取得し、同居予定で農業経験のある母親、叔父とともにブルーベリー、野菜の栽培を行う予定です。総会で承認いただけましたら、申請地である引佐町西黒田 [REDACTED] の区域については、下限面積を引佐地区の基準である 4,000 m² から 2,812 m² とする旨を静岡県知事に通知していきます。
- 続きまして、地区引佐、整理番号 2 番について説明いたします。この案件は、愛知県新城市の [REDACTED] が、本制度を用いて [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けて別段の面積及び区域の指定の承認、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けて農地法第 3 条の許可を受け、北区引佐町伊平の農地 413 m² を取得したものでございます。当時、新城市から引佐町伊平へ移住するため、空き家とセットで農地を購入する際に下限面積を 413 m² に変更しました。今回、[REDACTED] への所有権移転登記の完了が確認できたことから、別段の面積を引佐地区の基準である 4,000 m² に戻すためにご審議いただくものです。
- 引き続き、地区春野、整理番号 3 番について説明いたします。申請者は、磐田市国府台から天竜区春野町領家に移住する [REDACTED] です。申請地は、天竜区春野町領家

渡 邊 [REDACTED] 外 2 筆、合計面積 551 m²、地目は畠で、[REDACTED]
[REDACTED] 所に位置しております。[REDACTED] はこれまで磐田市に居住、
浜松市東区で建設業を営んでおりますが、この度、勤務先から車で 1 時間程度の距離に
ある春野町領家で空き家が売りに出ていることを知り、申請に至りました。今回、宅地
と道を挟み反対側に位置する農地も同時に取得し、ニンニクの栽培を行う予定です。総
会で承認いただけましたら、申請地である春野町領家 [REDACTED] の区域に
については、下限面積を春野地区の基準である 2,000 m² から 551 m² とする旨を静岡県知事
に通知していきます。

説明は、以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 引佐のケースですが、今回は再指定ということで令和元年 8 月 21 日に告示している
面積はいくつですか。

加 茂 当時の取得面積はこちらの記載のとおり 413 m² です。現在下限面積が 413 m² となって
いますので、この度本来の基準である 4,000 m² に戻すためにご審議いただくものです。

森 島 再指定と書いてありますが、今日初めて指定されるのですか。

加 茂 1 年前に 413 m² にする指定を受けて、今回は指定を解除するというイメージです。

森 島 わかりました。

議 長 その他にございますでしょうか。

(質疑なし)

議 長 それではご意見もないようですので、第 36 号議案農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定
による別段の面積及び区域の指定申請については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 37 号議案農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。事務
局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 7 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

渡 邊 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 40 番外 5 件でございます。転用目的別の内
訳は、自己用住宅関連が 4 件、農家住宅の拡張が 1 件、営農型太陽光発電が 1 件でござ
ります。また、農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 1 種農地が 2 件、第
2 種農地が 2 件、第 3 種農地が 1 件でございます。なお、是正案件は整理番号 40 番 42
番 43 番 45 番でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果
についてのご報告をお願いします。

議長 整理番号 40 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願ひします。

松澤 整理番号 40 番について、地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 41 番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願ひします。

松尾 整理番号 41 番、地区調査会において審議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号 42 番、43 番について、三方原地区調査会の内山委員からお願ひします。

内山 整理番号 42 番、43 番の 2 件、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 44 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願ひします。

小杉 整理番号 44 番、地区調査会において審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号 45 番について、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森島 問題ありません。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてご発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。第 37 号議案農地法第 4 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 38 号議案事業計画変更承認申請についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

渡邊 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をするとされております。

今月の事業計画変更申請は 1 件でございます。地区白脇、整理番号 3 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [REDACTED] 承継者である [REDACTED] でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の転用事業者は、東日本大震災が発生し、津波の危険性のある中田島町から内陸に引っ越しすることを計画し、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に農地法第 5 条許可を受けて、自己用住宅を建築予定でしたが、建築設計会社の見積もりと予算の乖離が大きく、また、建築費の高騰などから、住宅の建築を着工しないまま、現在に至っております。承継者である [REDACTED] は現在、中区森田町のアパートに居住しております、申請地に自己用住宅の建築を計画したものです。申請地である南区白羽町の畠は、[REDACTED] のところに位置する農地でございます。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。転用計画は、申請地に 105.99 m² の自己用住宅を建築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には既設のコンクリートブロックがあり、雨水は東側道路側溝

渡 邊 へ放流し、汚水は公共下水道へ放流する計画となっております。当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みがあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 20 ページ整理番号 488 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願ひいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 38 号議案事業計画変更承認申請については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 39 号議案農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 11 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

石 川 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 420 番外 127 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 87 件、事業用の建物関連が 5 件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が 26 件、一時転用が 1 件、太陽光発電が 8 件、官農型太陽光発電が 1 件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 2 件、第 1 種農地が 22 件、第 2 種農地が 32 件、第 3 種農地が 72 件でございます。なお、是正案件は、473 番、478 番、484 番です。それでは、整理番号に丸を付した案件につきましてご説明いたします。

議案 14 ページ、地区笠井、整理番号 438 番をお願いします。東区豊西町の畠 4 筆、合計面積 3488.50 m²について、工場の増築を行いたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] を営む法人です。取引先から鋳造、加工、仕上げの一貫工程の依頼があり、新たに鋳造工場が必要となったため、今回申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地に該当すると判断いたしました。第 1 種農地は原則として許可できませんが、今回の目的が既存敷地の拡張であり、既存敷地の面積の 2 分の 1 を超えないため、例外規定に該当するものであります。事業計画は、工場 1 棟、福利厚生施設 1 棟、ポンプ室 1 棟、緑地、調整池、付替え道路等を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽及び排水処理施設、雨水については敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから

石川 許可相当であると判断いたしました。

続きまして、議案 23 ページ、地区三方原、整理番号 508 番をお願いします。北区東三方町の畠 2 筆、4,773 m²について、資材置場、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。事業拡大により既存の資材置場、駐車場が手狭となり、事業所新築予定地に隣接する申請地に既存施設を移転したく、申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED]

[REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、相当数の街区を形成している区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、資材置場、47 台収容の駐車場、緑地を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。申請地は碎石敷とし、周囲には見切工を行う計画であること、雨水は自然浸透させ、余剰分は敷地内側溝を経て道路側溝、排水路に放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。申請地の選定に際し、代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準とともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

整理番号 420 番、421 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 整理番号 420 番、421 番の 2 件について、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号 422 番から 430 番までについて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中島 整理番号 422 番から 430 番まで合計 9 件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 431 番から 440 番までについて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

整理番号 441 番から 457 番までについて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中 合計 17 件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議長 整理番号 458 番から 467 番までについて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 整理番号 458 番から 467 番まで、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 468 番から 475 番までについて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 整理番号 468 番から 475 番の 8 件、協議の結果、特に問題ございませんでした。

議長 整理番号 476 番から 479 番までについて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いしま

議長す。

松尾 整理番号 476 番から 479 番まで 4 件、地区調査会において審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号 480 番から 485 番までについて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 480 番から 485 番までの 6 件、調査会の結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 486 番から 490 番までについて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 整理番号 486 番から 490 番までの 5 件につきまして、調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 491 番から 497 番までについて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木 整理番号 491 番から 497 番の 7 件につきまして、地区調査会で審議しました結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号 498 番から 515 番までについて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 整理番号 498 番から 515 番までの 18 件、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 516 番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤村 整理番号 516 番、問題ありませんでした。

議長 整理番号 517 番から 519 番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 整理番号 517 番から 519 番 3 件につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ございませんでした。

議長 整理番号 520 番から 527 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 整理番号 520 番から 527 番の 8 件、地区調査会において審議した結果、問題はありませんでした。

議長 整理番号 528 番から 546 番までについて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 いずれも問題ありません。

議長 整理番号 547 番について、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水崎 整理番号 547 番、問題はありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についての発言のある方は举手をお願いします。

(森島委員 举手)

議長 はい、森島委員。

森島 今回の 5 条申請の中に、建物の建築を伴わない駐車場や資材置場の申請が 26 件あり

森 島 ます。先月来たところですが、4月1日付けの国からの通達に照らして、今回のこの案件について、各調査会に4月1日付けの通達に基づいた提案をされたのか確認しておきたいと思います。

木 下 森島委員から指摘のありました、駐車場等の建築を伴わない転用に関しては、事務局で太陽光の計画が出ているかの確認をしております。通知についてはこの後、その他で報告させていただきます。

森 島 わかりました。

議 長 その他にございますでしょうか。

(質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第39号議案農地法第5条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第40号議案非農地証明についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案29ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

今回の申請案件は、地区入野、整理番号17番でございます。今回の申請案件について説明いたします。地区入野、整理番号17番、申請人は東京都中野区の[REDACTED]、申請地は西区入野町[REDACTED]で、[REDACTED]に位置しております。登記地目は畠、現況は宅地、合計面積は128m²でございます。現在建っている建物は、昭和15年に建築され、申請人が平成15年に相続により取得したものです。今回財産調査を行った結果、申請地が農地であることが判明したため、是正したく申請に至りました。つきましては、非農地証明の基準である建築物等の敷地として必要最小限の面積であり、かつ、建築後10年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるものに該当し、非農地証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第40号議案非農地証明については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第41号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案31ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

相続税の納税が猶予される相続税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、被相続

鈴木智 人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、また、相続人が相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることを、農業委員会が証明する必要があり、これが適格者証明でございます。

今月の申請案件は、地区笠井、整理番号 2 番の 1 件です。被相続人は、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に亡くなられた、[REDACTED]、相続人は、東区豊西町で被相続人と同居されていた、子の [REDACTED]、49 歳です。申請地は、東区豊西町 [REDACTED] 外 3 筆、田 2,531 m²、畑 2,953 m² の計 5,484 m² です。令和 2 年 6 月に現地調査を実施し、その結果、農地として適正に管理がされていることを確認しております。また、申請者から聴取したところ、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、申請者に今後も引き続き農業経営を行っていく意思があることを確認しましたので、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 41 号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 42 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 33 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

今月の申請案件は、地区中央、整理番号 13 番外 5 件でございます。

相続税の納税猶予の特例の適用から 20 年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区三方原、整理番号 15 番、北区大原町 [REDACTED] 外 2 筆についてご説明いたします。被相続人は、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に亡くなられた、[REDACTED]。相続人は、北区大原町にお住いの、子の [REDACTED]、89 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに 9,865 m² です。現地調査をした結果、栗、梅、野菜が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。また、整理番号 13 番外の 4 件につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 42 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認については、原案どおり承認するこ

議長 とにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 43 号議案農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 35 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

畠永 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 2 年度第 3 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 2 年 6 月 19 日となります。2 枚めくって頂きまして、農用地利用集積利用権等設定内訳表をご覧ください。合計 348 筆、262,441.14 m² の内訳でございます。今月は、笠井地区での 6 筆をはじめとして、計 26 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 32 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、33 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。1 ページの 1 番、2 番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] です。農地所有適格法人である [REDACTED] に就職して 4 年間みかん栽培を学び、今回の申請に至りました。北区三ヶ日町只木 [REDACTED] 外 1 筆の畠、計 6,399 m² を借り受けてみかんの栽培を予定しております。

次に、14 ページの 53 番をご覧ください。[REDACTED] です。認定農業者の [REDACTED] のもとでいちご栽培を学び、今回の申請に至りました。西区平松町 [REDACTED] 、1,504 m² を借り受けいちごの栽培を予定しております。

次に、11 ページ 1 番から 14 ページ 52 番、19 ページ、21 ページから 30 ページ、31 ページ 1 番から 32 ページ 19 番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 201 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載しております。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(椎田委員 挙手)

議長 はい、椎田博子委員。

椎田博 15 ページの 64 番と 68 番 69 番は同じ方だと思うのですが、64 番は個人名で 68 番と 69 番は会社名になっていますが、経営面積は違つて従事者数は同じなのはどうしてですか。

河 村 集積グループ長の河村です。お話しいただいたものは 64 番が個人、68 番 69 番は法人となっております。個人と法人と別々で経営されている部分がございますので、それを分けて申請されていると思います。ただ、従業員の部分に関しましては、農業者としては別々ですが、従事されている方は同じとなっております。

袴田博 ありがとうございます。

(高井委員 挙手)

議 長 はい、高井委員。

高 井 事務局の説明で、1 年か 2 年研修をしていちご栽培を約 1 反していくというものがありましたら、新規就農で始めた場合 1 反で生活が成り立っていくのでしょうか。事務局としては今後の経営状況まで確認しているのでしょうか。

河 村 集積グループ長の河村です。専業の方と兼業の方といらっしゃいますが、新規就農でいきなり大きな面積を耕作してもらうことが良いのかという意見もございます。経営状況については、農業振興課で経営計画等を確認させてもらいながら相談させていただいております。一般的に 1 反のみで生活していくとすると、若干不足しているかもしれません。

高 井 いちごは 1 反で 500 万円や 600 万円になると聞いたこともあるのでみかんとは違うと思いますが、経営についての指導もお願いしたいと思います。我々が許可しても生活していくことないと農業を辞めてしまうかもしれないで意見しました。ありがとうございます。

(松尾委員 挙手)

議 長 はい、松尾委員。

松 尾 今の方は平松町でいちごを栽培するのですが、新規でハウスを建設する予定でハウスに関しては補助金を利用するようです。アグリスといういちごの観光農園がありますが、そこに登録していちご狩りや販売をしていく計画だと聞いておりますので、アグリスと農協がバックアップしてくれるので、問題ないと考えて調査会で許可しました。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 高井さんのお話も松尾さんのお話も、ごもっともだと思います。問題なのは事務局の仕事にしてはいけないということです。調査会の仕事として我々がどのようにサポートするかの議論を、積極的に行ったかがとても大事なことだと思います。これは会長のリーダーシップで少しでも増やすようにお願いしたいです。

議 長 わかりました。

その他にございますでしょうか。

(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 43 号議案農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第44号議案浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案37ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

松本 農用地区域除外、編入など農業振興地域整備計画の担当をしております松本と申します。本日はよろしくお願ひします。日頃、農業振興地域制度事務につきまして、ご理解ご協力ありがとうございます。本日は農業振興地域整備計画の変更案について説明させていただきます。

この変更案は農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更し、設定されている農用地区域、通称青地から農用地区域外、通称白地にする除外、また、白地農地等を青地にする編入でございます。それらの計画の変更にあたっては、農振法施行規則において農業委員会の意見を聞くものと規定されていることから、今回、農地法の観点からご意見をお聴きするものでございます。

お手元の資料別冊2をご覧ください。別冊2の表紙にありますように、今回は、農用地利用計画の変更案として、1、農振法第10条第3項非該当、令和2年2月の農業委員会により非農地判断された青地農地の除外、2、農振法第13条第1項該当の市街化区域編入に係る除外、3、農振法第13条第2項の除外及び農振法10条第3項の編入案件となり、本年2月25日から3月6日にかけて申出を受けました3つの案件がございます。この3つの案件を1ページに表でまとめました。

このうち、3の農振法第13条第2項の除外案件の中に個別で委員該当案件がございますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、小杉委員はご退室をお願いします。

(小杉委員 退室)

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

松本 それでは、申出による除外案件、浜北区26番の委員該当案件を説明します。資料一覧表31ページの浜北区26番、案内図等は35、36ページをご覧ください。申出者は借家住まいをしており、家財道具が増え手狭となったことから、自己用住宅建築する計画でございます。申出地は[]に位置しております。除外面積は、市街化調整区域の住宅敷地として他法令が定める基準の範囲内でもあり妥当でございます。また、代替地につきましても、実家に近いことなどを条件に農用地区域外の土地を含めて検討しましたが、地権者等との交渉が成立しないなど、やむなく本申出地を選定したものでございます。また、申出地は、南側は道路、西側は転用済の農地、北・東側は農地に接しておりますが、本申出地及び北側、東側の農地の耕作者に耕作や農地集積、農業経営計画に支障がないことを確認しており、申出地が転用されても農地の集団性を阻害することなく、周辺農地の利用への影響は少ないと判断できることから、除外はやむを得ないと判断しました。

- 松 本 委員該当案件の説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何か意見、質問はございませんか。
- (質疑なし)
- 議 長 それでは、意見等もないようですので、浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案のうち只今の委員該当案件につきましては、特段異議はありません、ということで異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め承認することといたします。それでは、小杉委員は入室をお願いします。
- (小杉委員 入室)
- 議 長 それでは、引き続き事務局から、説明をお願いします。
- 松 本 それでは、別冊2の表紙に戻っていただきまして、1番の農振法10条第3項非該当、非農地通知による除外案件を説明させていただきます。2ページをご覧ください。農業振興地域整備計画の基準として、市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であることとされております。資料の3ページから5ページにありますように、令和2年2月14日の農業委員会総会においてこの65筆、合計32,594.34m²の土地の状況が山林化していることから、農地に該当しないとの判断がされました。このことから、農振法10条第3項非該当として農用地区域から除外することといたします。
- 続きまして、2番の農振法13条第1項該当、市街化区域への編入による除外について説明させていただきます。資料は6ページから8ページとなります。浜北区道本・小林地区において、土地区画整理事業の実施に伴い市街化区域への編入を計画しているものです。市街化区域編入に当たり、農林漁業との調整が必要とされており、現在関東農政局との協議が最終段階まで進んでいるところです。今回の市街化区域編入の区域の一部は農業振興地域ですので、農業振興地域から地域外への変更手続きが必要となります。農業振興地域を農業振興地域外にするには農用地区域のままでは地域外にすることが出来ませんので、農用地区域から除外する必要があります。市街化区域編入に係る除外の説明は以上となります。
- 表紙に戻っていただきまして、最後に3番の農振法10条3項該当の編入及び法第13条2項該当の除外、令和2年2月25日から3月6日の間に受付した個別の申出案件の除外及び編入の説明をさせていただきます。件数につきましては、1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。浜松市全体で、除外が223件、編入が2件でございます。各区の内訳を申し上げますと、除外は中区0件、東区67件、西区40件、南区17件、北区52件、浜北区45件、天竜区2件、編入は、西区1件、北区1件となります。9ページ、10ページをご覧ください。こちらは個別案件申出に係る除外及び編入に係る条文で10ページは要約版でございます。11ページから44ページには区ごとの申出案件一覧表、本日説明させていただく案件の案内図及び配置図となっております。11ページから34ページに一覧表がありますが、表の右のほうに農振法という欄がございます。

松 本 この欄に説明と書かれている案件について今回説明させていただきますが、これは徐外、転用をする手続き上、関係する許認可などの見込みが無いものなど、現時点では農用地利用計画の変更を行わないと判断した案件となります。空欄となっている案件につきましては、除外の要件を満たしており、市の関係各課と協議の結果、除外もやむを得ないと判断し、農用地利用計画の変更について県の同意を求めていこうとする案件でございます。

それでは、資料は一覧表の 13 ページの東区 35 番、案内図等は 37 ページ、38 ページをご覧ください。東区 35 番の案件について説明いたします。申出者は [REDACTED] の法人で、申出地は [REDACTED] に位置しております。除外に係る事業計画は長時間・長距離の移動をしなくとも済むよう、法人の営業所などが置かれている埼玉県と愛知県の中間点に中継箇所を設置し、ドライバー交代を行うことでドライバーの負担軽減を図るとされています。しかし、申出者の事業範囲である埼玉県と愛知県は浜松が中間点付近とは言い難く、また、ドライバー交代のための中継所としてならばインターインターに近い場所の方が利便性は高いと考えられ、代替地の検討についても、土地の選定条件は袋井本社より 20 分ほどの立地としているが、本社より東の地区は検討の対象としていないことから、この計画が申出地の青地以外の土地をもって代えることが困難であると認められないと考えます。また、除外申出面積は 1,561 m²ですが、規模としてもドライバー交代を目的とした事業形態からすると、本申出の理由では規模過大であると考えます。これらについて申出者に確認をしているところですが、今日現在、回答がなく申出地を除外することは困難であると判断しました。しかし県への事前協議までにこれらの確認を取ることが出来れば、容認案件としていきます。

続きまして、資料の一覧表 14 ページの東区の 41 番、42 番、43 番、案内図等は 39 ページ、40 ページをご覧ください。東区 41 番、42 番、43 番をまとめて説明させていただきます。41、42 番は自己用住宅を建築する計画で、43 番は [REDACTED] の法人が不足する資材置場を確保する計画でございます。いずれも申出地を転用することによって、水田の給排水に支障が出る恐れがあり、現地調査も実施したが、排水箇所が不明だったため、申出代理人を通じて、所有者等へ確認を行っているところでございます。また、隣地で営農する扱い手に除外することによる営農の支障や、農地の利用集積等への支障の確認ができません。このことから、現時点では、除外の 5 要件のうち 2 つの要件を満たさないため、除外することは困難であると判断します。しかし事前協議までに水田への影響や扱い手の営農や利用集積等に支障がないことが確認できれば、容認案件としていきます。

続きまして、資料の一覧表 18 ページの西区 23 番、案内図等は 41、42 ページをご覧ください。申出者は、[REDACTED] を経営する法人で、[REDACTED] に本社及び直営のレストランを有しております。[REDACTED] のレストランは [REDACTED] 年の開店以来満員の状態が続いているおり、来客用の駐車場が不足している状況です。また、本社ではフランチャイズのオーナー会や研修会などを平均月 5 回開催しており、その出席者用の駐車場も不足していることから、駐車場を増設しようとする計画でございます。立地的には周辺農地への影

松 本 響は軽微なものと判断できますが、申出地の位置選定については、本社近隣には優先すべき青地以外の土地もあり、代替性の検討が十分ではないと考えます。また、不足しているという駐車場の駐車台数の根拠が不明瞭であり、現時点では申出地の除外の必要性及び面積規模が妥当であるとは言えないと考えます。以上のことから、現時点では除外することは困難であると判断しましたが、事前協議までに必要性や規模根拠が確認できた場合には、容認案件としていきます。

最後の説明案件となります。資料一覧表 27 ページの 44 番、案内図は 43、44 ページをご覧ください。申出者は [REDACTED] を運営する法人で、患者や施設利用者、業者等の駐車場が不足することから、駐車場の確保を計画したものでございます。申出地は、立地的には周辺農地への影響は軽微なものと考えますが、駐車台数の根拠が不明瞭で、規模の妥当性が判断できない事から、現時点では除外することは難しいと考え、事前協議までに確認できれば容認する案件としていきます。

個別申出案件の説明は以上となります。

最後に今後のスケジュールですが、8 月に県と事前協議、事前協議終了後、隨時変更案の縦覧・公告・異議申出期間、それぞれ問題なく進めば令和 2 年 10 月末から 11 月に決定というスケジュールとなります。

浜松市第 81 回隨時変更(案)の説明は以上となります。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何か意見、質問はございませんか。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 ご説明に対する率直な印象ですが、少し厳格な対応をされたと感じます。否定的に言っているのではないのですが、国の指針や方針等に変化があったのでしょうか。

松 本 今回は 81 回の隨時変更になりますが、77 回の時に異議申出がされまして、異議申出の中で市の決定と県の審査まで上げましたが、その中で県から市としてしっかり審査するべきとの意見がありました。今後も異議申出が出ると想定されますので、より具体的に窓口相談で対応し、申出が出た場合にも厳格な審査をしなければならないと考え、より具体的な対応をしております。

森 島 ありがとうございます。今のような説明をしていただくと良くわかります。会長に申し上げたいのですが、我々がこの議論をする時に農業委員に伝えられるべきことだったのでないでしょうか。

議 長 総会議案は厳正な審査をして総会に出てきていますし、今までしっかり審査していると思いますので、私としてはあえて先に伝えておく必要はないと思います。

森 島 前回異議申出があり変化したということを、農業委員が認識しておくべきだと思います。

議 長 異議申出があったので変えたかもしれません、今までしっかり審査していたというベースがあります。今まで緩く審査していた訳ではありませんので。

森 島 事務局に申し上げたいのは、できるだけ私達に今お話ししたような細かいご説明をしていただきたいです。農業委員は農業委員会調査会のみなさんに状況をお伝えする立

森 島 場ですので、私達が知らなかつたということはできるだけ少ない方がいいと申し上げております。

議 長 わかりました。

その他にございますでしょうか。

(質疑なし)

議 長 それでは、意見等もないようですので、第 44 号議案浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見については、特段異議はありませんということでお異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め回答することといたします。

次に、第 45 号議案平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 39 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

齋 藤 それでは説明します。農業委員会法第 37 条では、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、インターネットの利用等により公表しなければならないと規定されております。また、平成 28 年の農水省通知により、当該情報の公開は毎年度 6 月 30 日までに行い、併せて県を通して国へ報告することとなっております。今年度も、総会で点検・評価(案)と活動計画(案)を承認していただきましたら、ホームページで公表し、併せて県へ報告してまいります。

それでは、別冊 3 の点検・評価(案)をご覧ください。主なところを説明させていただきます。I、農業委員会の状況でございます。1、農業の概要としまして、本市の耕地面積、総農家数等を注釈にございますように農林業センサス等から抜粋しております。2、農業委員会の現在の体制では、農業委員と推進委員の定数と実数について記載しております。2 ページをご覧ください。II、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。2 の令和元年度の目標及び実績ですが、集積目標 5,636ha に対し、実績 4,172ha でございます。3 ページをご覧ください。III、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。2 の令和元年度の目標及び実績ですが、参入目標 70 経営体で 130ha のところ、実績は 48 経営体で 154ha でございます。4 ページをご覧ください。IV、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。2 の令和元年度の目標及び実績ですが、解消目標 57ha に対し、実績 14.1ha でございます。3 の利用状況調査は推進委員 37 人により 8 月から 10 月にかけて行いました。5 ページをご覧ください。V、違反転用への適正な対応でございます。農業委員会では正指導を行い、県へ報告している案件の面積でございます。6 ページをご覧ください。VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。1 は農地法第 3 条に基づく許可事務について、2 は農地法第 4 条、第 5 条の規定に基づく農地転用に関する事務について、総会において厳格に審議していること、また、審議結果等につきましても議事録を作成し、ホームページで公表し

齋 藤 ていることを記載しております。7ページをご覧ください。3、農地所有適格法人からの報告への対応でございます。農地法第6条の規定に基づく報告につきまして、報告件数の状況でございます。4、情報の提供等でございます。貸借料情報につきましては、ホームページで公開していること、農地の権利移動等の件数は、農地法第3条と、農用地利用集積計画による利用権設定の合計件数で、総会の議案にて公表しております。農地台帳の整備につきましては、毎年、補完調査を実施するなど適正に管理していることを記載しております。8ページをご覧ください。VII、事務の実施状況の公表等でございます。1の総会等の議事録はホームページに公表しております。2の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は4件行いました。

続きまして別冊4活動計画(案)をご覧ください。I、農業委員会の状況でございます。1、農家・農地等の概要は、農林業センサス等の数値を記載しております。2ページをご覧ください。II、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。担い手への農地の利用集積に関して、1は現状、2は令和2年度の目標でございます。目標については、県の基本構想で定める集積目標面積と昨年度の実績を基に数値を設定しております。続きまして、III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。1が新規参入者の過去3年間の状況、2が令和2年度の目標でございます。3ページをご覧ください。IV、遊休農地に関する措置でございます。1は現状の遊休農地面積、2は令和2年度の遊休農地の解消目標面積でございます。今年度も昨年同様、推進委員による利用状況調査を行う予定でございます。V、違反転用への適正な対応につきましては、ご覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第45号議案平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第46号議案令和3年度農林関係税制改正に関する要望についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案41ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

齋 藤 議案42ページをご覧ください。税制要望につきましては4月に農業委員、推進委員の方に依頼して提出いただきました。役員と幹事で協議いたしまして、(案)として上程させていただきます。

要望は消費税に関するものが1件でございます。要望内容は、農業用資機材購入時の消費税について、一定の基準を設けて免除及び還付が可能となる制度創設を要望するといったしました。要望理由・背景としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の

齋 藤 ためのイベントの中止などによる農畜産物の需要減少等、また、近年頻発する異常気象による農地や農業施設、農作物被害の深刻化により、農業者は極めて深刻な経済的ダメージを受けている。このような中でも、営農継続や規模拡大のためには農業用資機材を購入しなければならず、農業者の負担は大きい。農業者の経済的負担軽減のための貸借が必要であるといたしました。

ご承認いただければ、県農業会議あて提出してまいります。全国農業会議所で取りまとめを行い、次年度の農林関係税制改正に向けた要望として政府等に要請していく予定となっております。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 とても良い要望が出たと思っております。県の農業会議の議論になると思いますので、是非会長には頑張っていただいて、採用してもえるようにご尽力いただきたいと思います。

議 長 はい、頑張りたいと思います。

その他にございますでしょうか。

(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 46 号議案令和 3 年度農林関係税制改正に関する要望については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

局 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 今月の報告事項につきましては、議案 43 ページに記載のとおりでございます。報告事項については以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

齋 藤 ・活動記録簿の配布について

・西部農業委員会協議会総会について

・農業委員親睦会費の集金について

石 川 ・麓玉地区の転用許可地について

・令和 2 年 4 月 1 日付(農地法関係事務処理要領の制定について)等の一部改正について

鈴木智 今後の会議予定

・第 7 回 農業委員会 総会

鈴木智 令和2年7月16日（木）午後1時30分から
場 所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室
議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。
長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第6回
浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時05分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和2年6月15日

会 長 松島 好則

委 員 複田 正保

委 員 松尾 康弘